

2022年6月29日

クーリングオフのお手続きについて

2022年5月9日より、従来の書面に加え、弊社ホームページのお問い合わせフォームでもクーリングオフ(申込撤回または契約解除)の受付が可能になりました。
クーリングオフの対象となる契約の条件や受付方法等は以下のとおりです。

■クーリングオフ(申込撤回または契約解除)について

保険期間が1年を超えるご契約は、ご契約のお申込後であっても、クーリングオフを行うことができます。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはクーリングオフに関する説明書(重要事項説明書等)の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

この期間内に必ず、弊社宛に書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ掲載のお問い合わせフォームでご通知(8日以内の発信日有効)ください。

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。

弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、下記のご契約などは、クーリングオフを行うことはできません。

- 保険期間が1年以下の契約
- 営業または事業のための契約
- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 質権が設定された契約
- 通信販売に関する特約(インターネット用)が付帯されたご契約

弊社ホームページにてクーリングオフを申し出る場合は[こちら](#)